

東京高等裁判所 平成●●年（○○）第●●号 差押債権取立請求控訴事件

国側当事者・国

平成31年4月18日棄却・確定

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（○○）第●●号、平成30年11月16日判決、順号2018-40）

## 判 決

控訴人	Y株式会社
同代表者代表取締役	D
同訴訟代理人弁護士	大島 貴文
同	西坂 信
同	甲村 文亮
同	廣川 英史
同	平塚 雄三
被控訴人	国
同代表者法務大臣	山下 貴司
同指定代理人	世良 正治
同	須波 敏之
同	菊地 翔太
同	塩見 馨
同	濱辺 希

## 主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも、被控訴人の負担とする。

### 第2 事案の概要

- 1 本件は、被控訴人が、株式会社A（以下「滞納会社」という。）が法人税等の租税を滞納したため、国税徴収法47条1項、73条1項により、滞納会社が控訴人に対して有する預託金返還請求権を差し押さえ、同法73条5項、67条により、その取立権を取得したと主張して、控訴人に対し、滞納会社と控訴人との間のゴルフクラブ会員契約による預託金返還請求権に基づき、預託金500万円及びこれに対する訴状送達日の翌日である平成30年2月24日から支払済みまで、商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、被控訴人の請求を認容したため、控訴人がこれを不服として本件控訴を提起した。

- 2 前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張は、次のとおり補正し、後記第3の2において当審における控訴人の主張を摘示するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1及び2（原判決1頁21行目から7頁13行目まで）に記載するとおりであるからこれを引用する。

（原判決の補正）

(1) 原判決2頁23行目の末尾に「同日、」を加える。

(2) 同頁26行目の「破産手続開始決定を受け、」を「東京地方裁判所の破産手続開始決定を受け、同年9月●日、東京地方裁判所の費用不足による破産手続廃止決定が確定し、滞納会社は、」に改め、同3頁1行目末尾に「(甲1)」を加える。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、被控訴人の本件請求は理由があり、本件控訴は棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり補正し、後記2において当審における控訴人の主張に対する判断を加えるほかは、原判決の「第3 当裁判所の判断」（原判決7頁15行目から8頁26行目まで）に記載するとおりであるからこれを引用する。

（原判決の補正）

原判決7頁23行目冒頭に次のとおり加える。

「そもそも、被控訴人は、平成8年4月18日に預託金返還請求権を差し押え、同月19日、差押通知書が控訴人に到達して、その効力が生じており、その後において、被控訴人に不利益な処分をしても、被控訴人に對抗することができないから、平成14年2月5日及び平成24年3月25日にされた据置期間延長決議はいずれも被控訴人に對抗することはできない。

この点を措くとしても、」

- 2 当審における控訴人の主張に対する判断

(1) 控訴人は、預託金会員制のゴルフクラブの会員権の中心的な権利はゴルフ会員の施設利用権にあり（最高裁平成7年9月5日第三小法廷判決・民集49巻8号2733頁）、ゴルフ場経営会社が、将来に向かってゴルフ場施設を利用可能な状態に保持し、会則に従ってこれを会員に利用させることをその主たる内容としているが、破産管財人が破産者の会員契約を解除できるとすると、ゴルフ場経営会社は、他の会員との関係からゴルフ場施設を常に利用しうる状態にしておかなければならない状況には何ら変化がないにもかかわらず、当初からゴルフ場の整備に充てられることが予定されていた預託金全額の即時返還を強いられる結果となることから、破産管財人の解除権行使が制限される（最高裁平成12年2月29日第三小法廷判決・民集54巻2号553頁）ことにも表れているように、集団的性格等に基づく内在的制約があり、被控訴人の取立権の行使は認められない旨主張する。

しかしながら、本件会員契約は、会員が本件会則に従って本件ゴルフ場を利用できる権利を取得し、入会時に会員資格保証金として預託した金員は、預託金証書に記載された据置期間経過後に返還請求することができるものとしている（甲7）のであって、この預託金返還請求権は、金銭債権であり、差押えが許されるものであるから、預託金請求権が具体化する据置期間経過後に被控訴人がその取立権を行使してその返還を求めることは何ら妨げられるものではない。控訴人がその主張の根拠とする最高裁平成12年2月29日判

決も、いわゆる預託金会員制ゴルフクラブにおけるゴルフ場経営会社のゴルフ場を利用可能な状態に保持しこれを会員に利用させる義務と会員の年会費支払義務とは平成16年法律第75号による廃止前の破産法（以下「旧破産法」という。）59条1項（現行破産法53条1項）にいう双方の未履行債務になるところ、ゴルフ場経営会社のゴルフ場を利用可能な状態に保持しこれを会員に利用させなければならない状況に変化はないまま、据置期間内の預託金を即時返還しなければならないとすると、均衡を失し、旧破産法60条（現行破産法54条）により解除によって生じる損害を回復することは困難であり、年会費支払義務が会員契約において付随的なものにすぎないなどの事情の下では、破産管財人は、旧破産法59条1項により会員契約を解除することができないと判示するにとどまり、据置期間経過後において預託金の返還請求ができないとするものではない。

また、控訴人は、被控訴人は、他の者の生じる不利益を熟知した上で偏頗弁済を受けようとしており、このような者を保護することは、会員間の公平を害し、権利の濫用であるとか、滞納会社も、入会当時、預託金返還請求権の行使を考えていなかったのであるから、それを行使するのは契約当事者の意思に反するなどとも主張するが、滞納会社が滞納した租税債権を回収するために、被控訴人において滞納会社が有する権利を差し押さえ、取立権を行使することは何ら権利の濫用になるものではないし、預託金返還請求権は一身専属権ではなく、滞納会社の意思に基づいてそれが行使されるものでもない。

控訴人の上記主張は採用できない。

- (2) 控訴人は、本件会則に基づき平成14年2月5日及び平成24年3月25日に据置期間の延長決議を行って、滞納会社を含む会員に周知しており、滞納会社からも何らの異議もなく、承諾していたというべきである、バブル経済の崩壊、リーマンショックによる景気低迷に加え、東日本大震災の発生が経営に大きな打撃を与えており、本件延長決議は、本件会則6条ただし書の要件を満たし合理的なものであるから、被控訴人もそれに拘束され、預託金の支払を請求することができない旨主張する。

しかしながら、そもそも、差押えの処分禁止効により、差押えの効力発生後である平成14年2月5日及び平成24年3月25日にされた据置期間延長決議はいずれも被控訴人に対抗することはできないことは、補正の上引用に係る原判決説示のとおりである。

この点を措くとしても、本件会員契約においては、会員が本件会則に従って本件ゴルフ場を利用できる権利を取得し、入会時に会員資格保証金として預託した金員は、預託金証書に記載された据置期間経過後に返還請求することができるものとされている（甲7）のであって、据置期間を延長することは会員の契約上の権利を変更することにほかならないから、会員の個別的な承諾を得ることが必要であるところ（最高裁昭和61年9月11日第一小法廷判決・裁判集民事148号481頁）、滞納会社は据置期間の延長には承諾していないものと認められる（甲11）。また、控訴人は、バブル経済の崩壊、リーマンショック、東日本大震災の影響で経営が悪化したかのように主張するが、経営悪化の主な原因は、ゴルフ人口の高齢化、若年層のゴルフ離れ等による利用者の減少、据置期間経過後の多数の預託金返還請求への対応などにあるものと認められ（乙5の1、2、11から21）、天災やこれに準じるような予測が全く不可能な一時的な要因で経営が悪化したわけではないから、本件会則6条ただし書の適用もない。

控訴人の上記主張も採用できない。

3 以上によれば、被控訴人の本件請求は理由があるからこれを認容した原判決は相当であり、本件控訴は理由がない。

よって、本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官 阿部 潤

裁判官 嶋末 和秀

裁判官 田口 治美